

# 香川家史料所収旧桂宮家所蔵史料の内容と伝来

## — 桂宮家廃絶をめぐる香川敬三の動向 —

梅田 優歩

### はじめに

香川家史料は、皇后宮大夫として皇后を側近くで支え、明治の皇室に貢献した香川敬三と、その家族に関する史料群であり、総点数は二万五〇〇〇点に及ぶ。現在は学習院大学文学部史学科に所蔵されており、令和六年度に霞会館記念学習院ミュージアムが開館した後は、同館へ移管される予定である。

香川家史料の整理は現在まで継続的に行われており、簡易的な目録も整備されているため、おおよその全体像を知ることができる。香川家史料は大規模な史料群であり、そのほとんどが香川敬三と周辺の人物との書簡からなる。書簡は宮内省関係者との公的な立場のものから家族との私的なものまで多くの数が残され、皇后宮職関係の史料なども多く残されている。香川家史料を構成している史料のほとんどは明治期以降のものであり、明治の皇室像をはじめ当時の情勢を知る上で非常に重要な意義を持っている<sup>1)</sup>。明治期の皇室制度や宮廷文化の研究を中心に、上野秀治氏をはじめ、石井裕氏、今泉宜子氏、松井宏枝氏、深井晃子氏、長佐古美奈子氏等により香川家史料が活用され研究が蓄積されており、令和二年(二〇二〇)より科学研究費助成事業基盤研究(C)「近代皇室の総合的西欧化過程研究—美術工芸品と文書史料双方向からのアプローチ—」(課題番号20K00175)が長佐古氏を中心に進められ、その有用性が広く認知されてきている。

ほとんどが明治期の史料である一方で中には史料の特徴として異質な約四三〇点の中世〜近世期の文書史料が含まれている。この史料は「桂宮家が明治一四年(一八八一)に断絶した際に、その残務整理に敬三が関わったようで、雑文書を手元に引取ったもの」であり、桂宮家旧蔵の史料であることが上野秀治氏により推測されている<sup>2)</sup>。

近年、学習院大学史料館内にて香川家史料に関する整理・調査活動を進める中で、この近世史料の意義が再確認されてきた。一部史料に関しては学習院大学史料館令和二年(二〇二〇)秋季特別展示「筆が織りなす皇室の美」に出陳し、公開がなされた<sup>3)</sup>。

しかしながら、これらの史料を今後利用に供していくためには、いくつかのハードルを抱えている。近年、課題をクリアしていくべく当館の田中潤氏とともに香川家史料所収の旧桂宮家史料について整理・調査を進めており、『学習院大学史料館紀要』本号に「香川家史料所収旧桂宮家所蔵史料の翻刻と解説(一) — 和歌関係宸翰」としてその成果を掲載している。

本稿では、香川家史料所収の旧桂宮家史料について現段階での調査状況をまとめるとともに、香川家史料に本史料群が含まれるきっかけとなった桂宮家最後の当主である淑子内親王の薨去にともなう桂宮家廃絶の過程についても言及したい。

## 一、旧桂宮家史料について

まず、桂宮家の来歴を簡単に紹介しておきたい。

桂宮家（八条宮・常盤井宮・京極宮・桂宮と改称）は、伏見宮家、高松宮家（後に有栖川宮と改称）、閑院宮家とともに四親王家に数えられる家の一つである。四親王家のうち伏見宮家は中世後期、それ以外の三家は近世初期から中期にかけて創立された。これらの宮家は、当初は必ずしも皇統維持のために設立されたというわけではないが、遅くとも近世中期頃から、皇位継承の危機に備えるため設立されたとする認識が広まっており、各宮家の代々当主は天皇の猶子あるいは養子となつて親王宣下を受けて親王となり、世襲親王家として皇位継承に備えつつ近世末期に及んだ。

桂宮家の創始は、正親町天皇の皇子・誠仁親王の第六王子・智仁親王を初代として天正一八年（一五八三）に始まる。智仁親王は、学問文学への造詣が深く、古典籍の収集・書写などの活動にも力を注いでいた。また、桂離宮の造営は、初代智仁親王、二代智忠親王による大事業である。

旧桂宮家の代々の当主は学問文芸をよくし、その伝統を受け継ぎながら宮家を維持しており、江戸時代の宮廷文化の中心に位置していた。明治一四年（一八八一）に一代・淑子内親王が薨去するまで継承されたが、桂宮家は男系継承には恵まれておらず、空主となつた際にはたびたび天皇の皇子が宮家に入つて継嗣となつて支えられている。初代智仁親王が後陽成天皇の皇弟であるのに加え、三代穩仁親王は後水尾天皇の皇子であり、後西天皇と靈元天皇は兄弟にあたる。四代長仁親王・五代尚仁親王はともに後西天皇の皇子である。その後、家を継承するが四歳で夭折した作宮と六代文仁親王は靈元天皇の皇子であり、九代盛仁親王は光格天皇の皇子、一〇代節仁親王・十一代淑子内親王は仁孝天皇の皇子女である。このように桂宮家は天皇家と血統的に近く、とくに後西天皇・靈元天皇との関係が深いことが一つの特徴である。

しかし、明治一四年一〇月三日に淑子内親王が薨去した後に、事実上、

桂宮家は廃絶となる。桂宮家の絶家の手続きは明治一九年頃まで行われており、それまでの間に桂宮家に伝えられてきた品々についてもその処遇が決定された。

この過程について詳しくは後述するが、淑子内親王が薨去した後、間もなく家中の品々について整理がはじめられ、明治一五年には宮家財産であつた品々を宮内省へ引き継ぐため取り調べが行われた。その際の取調書をもとに同一六年、京都御所内の御文庫と桂別業の御蔵に納められた。その後、同一九年二月二日に「桂宮」の宮家称号が宮内庁の預かりとなると、それら屏風や御道具類などの美術品類が主殿寮出張所によって管理されることとなった。ここまでは桂宮家の廃絶にともなつて行われた処遇である。

その後の旧桂宮家の伝来品については、以下のような来歴が明らかとなっている。明治二四年、「桂宮日記」などの書跡類は図書寮に委ねられた。大正九年（一九二〇）には、現在東京国立博物館に所蔵されている「檜図屏風」など桂宮家伝来の屏風四点が帝室博物館に主殿寮より引き継がれ、戦後の皇室財産が見直された際には、各寮へ委ねられていた御蔵品の管轄が整理された。図書寮が預かつていた書跡類は現在の書陵部に所管され、主殿寮管理のものは一部を御物とし侍従職保管となり、残りは現在の京都事務所管轄とされた。また、平成元年（一九八九）に御物の一部が国へ寄贈された際、旧桂宮家伝来の美術品が三の丸尚蔵館に移管された。これが現在、三の丸尚蔵館が所蔵する旧桂宮家伝来のコレクションである。

平成八年（一九九六）に行われた宮内庁三の丸尚蔵館の展覧会『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』では、三の丸尚蔵館所蔵の旧桂宮家伝来の美術品が紹介され、かつ書陵部をはじめとする、その他旧桂宮家の伝来品の所在について、全体像を調査しており、旧桂宮家伝来品の特徴として、現在に伝わる美術品類を絵画・工芸・書跡に分け概観している。旧桂宮家伝来品の特徴として「系譜からも窺えるように、宮家の安定していた時期は初代、第三代、そして第六、八代の二期で、桂離宮の造作や手入れの時期であり、同時に、宸翰や書籍、宮家歴代の書跡類、屏風などの調度の品、御

茶道具などの工芸品類などが制作され、また蒐集され、多く遺るのもおおよその時期であり、さらに美術品類の制作や蒐集が盛んなのもこの時期であったと考えられる。」<sup>(9)</sup>とまとめられている。

宮家廃絶以後、それら品々の所在が分かれていったために、旧桂宮家伝来という由緒が不明確になってしまった作品が他所にも存在していることが指摘され、三の丸尚蔵館の書跡類の調査の中で、御由緒品として伝わるものや三の丸尚蔵館の所蔵以外で旧桂宮家所蔵とされる巷間にある書跡類の所在についても若干ではあるが言及されている。

この平成八年段階では、桂宮家伝来品が香川家史料の中に存在することについては言及されていないが、明治期の政治家で外務大臣、大蔵大臣などを歴任した井上馨の家に伝来した品々について検討がなされている。大正一四年（一九二五）一月九日に井上家の所蔵品を一部処分した際の「入札目録」<sup>(10)</sup>と桂宮家で明治一五年に作成された桂宮家家令・宇田淵による目録「桂宮御蔵品取調書 明治一五年」<sup>(11)</sup>を照合した結果、七点の旧桂宮家伝来の品々が井上侯爵家を経て、現在様々な機関に分蔵されていることがわかっている<sup>(12)</sup>。但し、井上馨がどのようにしてこれらを手に入れたのかということについては明らかにはされていない。また、その他の旧桂宮家伝来の書跡類に関しても七件の所在調査結果があり、国宝二件、重要文化財五件を含む十数件の品々についてその所在が明らかにされている<sup>(13)</sup>。

## 二、香川家史料所収の旧桂宮家史料

香川家史料所収の旧桂宮家所蔵史料は、学習院大学史料館令和二年（二〇二〇）秋季特別展示「筆が織りなす皇室の美」の際に発行された「学習院大学史料館ミュージアム・レターNo.43」に田中潤氏による解説があるが、新たに明らかになった部分もあるため補足し、改めてまとめてみたい<sup>(14)</sup>。

香川家史料所収の旧桂宮家所蔵史料はその多くが天皇の直筆の文書であ

る御宸翰と桂宮家歴代当主の書跡類である。宮内庁書陵部・三の丸尚蔵館に伝来している旧桂宮家史料と同じく歴代宸翰は、鎌倉時代から江戸時代まで、後宇多・伏見・後伏見・光厳・後花園・後柏原・後奈良・後陽成・後水尾・後西・靈元・東山・桜町各天皇のもの、桂宮家の当主では、智仁・智忠・尚仁・家仁・公仁各親王のものが管見の限り含まれている。内容は消息・和歌・詩文・名号などさまざまなものがあり、割合としては、近世前期のものが多く、後陽成天皇と智仁親王の兄弟間での消息や、当該期の天皇による和歌・詩文等の御宸筆が多い。

宮内庁書陵部・三の丸尚蔵館所蔵の旧桂宮家史料は、歴代宸翰や桂宮家の当主の消息・和歌・詩文・願文・名号といった御由緒品は「おおく掛幅に仕立てられている」ということであるが<sup>(15)</sup>、香川家史料所収の旧桂宮家史料については表具を施されているものはなく、包紙や封が原形のまま伝えられている。また、近世期に桂宮家中で行われたと思われる整理の痕跡を文書に付された付箋や紙漕から伺うことができる。当時の様式を知ることのできる残存状況であることから、古文学史的にも重要な史料といえるだろう。

形態としては、断簡や詩歌の草稿のような一見すると雑多ともとれるものが多いが、包紙のついた消息や和歌懐紙もある程度まとまって存在しており、図録「旧桂宮家伝来の美術—雅と華麗」に紹介されている「16 和歌懐紙（下書）残暑・草花・逢恋 智仁親王」や「19 御物 和歌懐紙 松添 栄色 智忠親王」、「20-1 和歌懐紙（下書）春風解氷 智忠親王」、「20-2 和歌懐紙（下書）月前望二星 智忠親王」に近いようなものもある<sup>(16)</sup>。

以上の史料の特徴からも、香川家史料が宮内庁書陵部・三の丸尚蔵館所蔵の旧桂宮家史料の分かれと言えるだろう。

本史料は、桂宮家中での整理、香川家家中、そして皇學館大学教授であった上野秀治氏が長年をかけて行ってきた史料番号の付与、ラベルの貼付保管処理など段階的な整理がなされている。加えて近年では、皇學館大学から移管される際の整理、学習院大学へ移管後の整理が行われている。ただ、前記したように、香川家史料中に含まれている旧桂宮家史料は包紙や封が

原形のまま伝えられており、当時の様式をとどめていると考えられるため古文書学的価値が非常に高く、館内で可能な限り原秩序を維持して保存をしていくための丁寧な整理を行いたいと考えている。また、段階的な整理の記録もこの史料群の伝来として重要な情報であり、これについても記録を残し検討する価値が十分にある。

また、史料の現状として、目録では史料点数を約四三〇点としているが、数点の史料が一括りにされているものを同番としており、保管のために一括りにされているだけで、もとは別史料であったもの、加えて異なる史料番号が付されている、もとは一続きであったが伝来の途中で分かれてしまったと思われる史料もあり、一点一点の関連性などを見直し、検討しながら枝番の付与や資料情報の追加等の対処をする必要がある。劣化(傷み)の激しい史料もいくつか存在しており、それらに関しては適切な保存や修復の処理が必要となる。保存状態の関係上致し方ない部分についても、後に見返した際に元の形状がわかるよう現秩序を記録しながら作業をしなければならぬ。そのため内容を精査し入念な調査を行った上で、適切な保存整理が必要となっている。

### 三、香川敬三と桂宮家の関わり

前述の通り、香川家史料中に旧桂宮家史料が含まれている要因として、桂宮家が絶家となった際に整理に関与した香川敬三がこの史料群を譲り受け、香川家に伝えられたと考えられているが、香川敬三はいかなる立場・経緯によって桂宮家の廃絶をめぐる諸事に関与することとなったのであろうか。香川敬三の立場と、その経緯についてみていきたい。

香川敬三は淑子内親王薨去以前から桂宮家との関わりがあったようで、「桂宮日記」にはたびたび香川敬三が登場する。いくつか例をあげると、

#### 【史料1】

明治八年五月十三日乙亥天雨、宮内省ヨリ被進御品添書等如左、

書面郵便ヲ以、

聖上皇后御写真大形沓葉宛、宮御方江被進候間、御廻し申候条、可然言上有之度候也、

明治八年四月廿三日

宮内大少丞

桂宮家令

従五位宇田淵殿

御写真入 桐平箱式

兼日廻漕ヲ以相廻ル、奥向へ差出置、

【史料1】の宮内大丞であった香川敬三より桂宮家令・宇田淵に宛てられた明治八年(一八七五)四月二三日付書簡からは、「聖上皇后御写真大形沓葉宛」を淑子内親王が拝領した際に、香川敬三が宮内省側の窓口となっていることが伺える。<sup>(18)</sup> また、同年四月上旬にも京都の禁中御文庫御物を東京へ取り寄せるための点検の際に香川敬三が桂宮家の家令と打ち合わせを行っており、翌九年八月一日には、桂宮家に伝来する「葛細道視匣文台」を天皇に献上する際にも香川敬三の関与がある。<sup>(20)</sup> 以上のように淑子内親王の葬儀にて諸事を担当する以前より、たびたび「桂宮日記」のなかに香川敬三の名が見受けられる。

香川敬三は、幕末期に水戸藩を脱藩した後、勤王の志士として西国を奔走し、この間に幽閉中であつた岩倉具視と会見、岩倉の手足となって活動していた。この時、同じく宇田淵も岩倉具視のもとに出入りしており、両人は慶応四年(明治元年・一八六八)、戊辰戦争の際に、東山道鎮撫総督・岩倉具定、同副総督岩倉具経(ともに具視の子)のもとで補佐を勤めていた。<sup>(21)</sup> その後、香川敬三は宮内省に勤めることとなるが、これには岩倉具視の後押しがあつたものとみられる。<sup>(22)</sup> また、宇田淵も岩倉具視から京都留守官を拝命し、その後桂宮家令を仰せ付けられて以来、有栖川、閑院、久邇、山階など諸宮家の家令御付を拝命した。<sup>(23)</sup> 香川敬三と宇田淵とともに岩倉具

視の知遇を受けたことにより、その後の立場を得ているといえる。

香川家史料中には宇田淵から香川敬三に宛てられた書簡が一七〇点ほど確認でき、親交が深かったものと思われる。桂宮家とのやりとりは宮内省の職務として行っているが、岩倉具視や宇田淵との交流を踏まえて、香川敬三が窓口となっていたとも考えられる。香川敬三と宇田淵の交流や兩名と岩倉具視の關係が桂宮家廃絶をめぐる諸問題を考える中で重要な意味をもつと考えられるが、この点に関しては今後検討すべき課題としたい。

次にどのような経緯を以て、香川家史料に旧桂宮家の史料が伝来したのか。淑子内親王の葬儀記録類といった史料をもとに実証していく。

くりかえしになるが、最後の桂宮家当主である淑子内親王は、仁孝天皇の第三皇女であり、天保一三年（一八四二）に内親王宣下をうけ、文久二年（一八六二）に桂宮家を相続し、明治一四年（一八八一）一〇月三日午前一時一七分に五三歳で薨去する。

『桂宮御葬儀録』によれば、明治一四年一〇月三日の午前〇時三〇分には、淑子内親王が危篤であるとの電報が宮内省侍医である池田謙斎より宮内省に向けて差し出された。このとき明治天皇は福島へ行幸中であり、この淑子内親王の容態に関する京都・東京間のやり取りは、福島行在所へすぐの上申された。この返報として桂宮御付（家令）の宇田淵へ宮内省より「御篤之旨恐入ル、香川始夫々五日船ニテ出立云々」との旨が伝えられており、この時点で、香川敬三は京都へ向かうことが決定していたようである。次いで午前三時に、淑子内親王薨去の旨が宮内少輔・山岡鉄太郎へ宇田淵より電報にて知らされた。宮内省より京都へ返報を送り、福島行在所の明治天皇のもとにも伝えられた。そして、宮内省内では淑子内親王の薨去に伴う諸事や葬儀の打ち合わせが行われた。まずは「御巡幸先へ桂宮御葬式之節、喪主ハ從三位小倉輔季、齋主ハ大教正六條有容、副齋主ハ中教正梅溪通始へ被仰付可然哉、小倉ハ宮御伯父ニ当ル云々」として葬儀の際の喪主、齋主、副齋主任命のために話し合いがもたれ、この内容については福島行在所へ電報により許諾を得る形で進められたが、「東久世幹事ヨリ齋主六條ハ不宜、田中宮司へ被仰付タシ、葬主小倉輔季ハ御請ノ義申来ル」

として福島にいる宮内幹事・東久世通禧の意見も反映されている。<sup>(21)</sup>

明治一四年一〇月三日の内におおよその葬儀に関する方針が整えられ、福島行在所にいる明治天皇は慣習に倣い、淑子内親王薨去のため一日諸事御遠慮の旨を出すことが決まり、皇太后・皇后も三日間の「諸事御遠慮」をされた。<sup>(22)</sup>「東京府下ハ本日ヨリ、其他ノ地方ハ布告到達ノ日ヨリ三日間歌舞音曲等令停止候尤京都府下ハ御葬送當日迄停止タルヘキ事」と太政官より各地へ布告された。<sup>(23)</sup>

葬儀の諸事の打ち合わせの中で「香川太夫出張諸事可及打合云々」について、という議題がある。

#### 【史料2】<sup>(24)</sup>

総務課 明治十四年

電報案

桂宮薨去ニ付勅使ハ富小路侍従、両皇后宮御使ハ四辻典侍、宮内省ハ香川、式部寮ハ岩倉掌典被仰付可然哉、尤青山御所ハ御無人ニ付当方へ御依頼ナリ。岩倉ハ当時上京中ナリ。此段御伺ノ上早々御報ヲ待ツ

宮内少輔

宮内卿

(別紙)

桂宮薨去ニ付、富小路、四辻、香川、岩倉ノ四名ヲ遣ハシノコ

ト伺濟ニ付御申越ノ通り御取計ヒアルベシ

十四年十月三日 福島行在所

宮内卿

山田宮内少輔

以上のように、勅使として富小路侍従（富小路敬直）、両皇后宮御使として四辻典侍（四辻清子）、宮内省から香川敬三、式部寮から岩倉掌典（岩倉具綱）を派遣することのお伺いが明治天皇の行幸先である福島行在所よりたてられ、同日中に電報にて「御申越ノ通り御取計」と許可がおりた。

このとき岩倉は上京中であり、岩倉を除く三名が京都へ向けて東京を出発した。

### 【史料3】

明治十四年十月七日

勅使

侍従富小路敬直

両皇后宮御使

典侍四辻清子

右桂宮薨去被遊候二付被差遣、拙官同行当地出

張候條、此段及御通知候也、

十四年十月七日 皇后宮大夫兼宮旧大書記官

京都府知事

富小路、四辻、香川の三名は、明治一四年一〇月七日に入京し、香川敬三より京都府知事へ【史料3】の出張の通知が届けられた。<sup>28)</sup>

明治一四年一〇月一三日、靈遷式、同二〇日に京都府の相国寺において葬儀が滞りなく執り行われた。淑子内親王は愛宕郡今熊野村の皇族墓地に葬られ、翌二日には同所において靈祭・御墓所祭が行われる。<sup>30)</sup>この一連の葬儀の際、富小路、四辻、香川、岩倉の四名は、天皇及び皇太后・皇后が遣わした使者として参列、玉串を供して代拝の役割をしていた。

さらに、淑子内親王の葬儀にあたって香川敬三の役割が代拝のみではないことを示す、以下のような史料もある。

### 【史料4】

〈宮内省野紙〉

十四年十月九日

京都府へ御掛合案

桂宮御葬式御用為取扱拙官当地出張、同官へ相詰候二付テハ御府へ係

ル御用向随行属官ヨリ諸事打合為致度候間御葬送御用相済候迄御府属官老両名同官へ相詰候様致度、此段及御掛合候也

十四年十月 皇后宮大夫兼宮内大書記官

京都府知事

〈京都府野紙〉

桂宮御葬式御用相済候迄御用向御打合ノ為、当府属官一兩名同官へ相詰候様御掛合ノ趣了承、則七等属中川敏政、七等属太田源二兩名為相詰候条左様御承知有之度候、此段及御回答候也

明治十四年十月十二日京都府知事 北垣國道（印）

皇后宮大夫兼宮内大書記官 香川敬三殿

【史料4】は、「桂宮御葬儀録」にある前半が宮内省の野紙に書かれた香川敬三から京都府知事への照会の案、後半が京都府の野紙に認められたそれに対する返答である。これによると、香川敬三は桂宮御葬式御用として、京都府の属官を打合せのため詰めさせることを京都府知事に依頼し、一二日に許可され中川敏政と太田源二の二名が派遣されることになる。<sup>31)</sup>「桂宮御葬式御用為取扱」として葬儀の諸事を取り計らい、京都府との協議においても中心的な位置にあつたものとみられる。また、このほかに「右棺ノ蓋ニ刻付候桂宮御履歴文章御調」をはじめとする墓所の整備についても尽力していたようである。<sup>33)</sup>

## 四、桂宮家「跡仕舞」

葬儀に関しては、以上のような働きをした香川敬三は一〇月二四日に岩倉具綱と共に一度東京へ戻るが、その後も一月には桂宮本邸・別邸の概算書が桂宮家より香川宛に提出されており、引き続き諸事を担当していたようである。

【史料5】

愈御安康珍重存候、扱其宮御跡仕舞トシテ香川皇后宮大夫其地へ出張相成度旨御申越之趣致承知候、右ハ近々其地へ被差遣候筈ニ候条、此段御答申入候也

十四年十一月十七日

徳大寺宮内卿

桂宮御附

宇田従五位殿

【史料5】の通り桂宮家から後始末として香川を出張させてほしいという旨が宮内省へ出されており、明治一四年（一八八一）一月一七日に宮内卿・徳大寺実則より近々派遣するとの返事が宇田淵へ出された。この要請に答える形で香川敬三は、明治一四年中に再度京都へ出張した。『桂宮日記』に、実際に香川敬三が派遣されてからの「跡仕舞」について詳細があるため、史料をあげ、紹介していく。

【史料6】<sup>37)</sup>

二日 金

天晴 残道義宿

祇候 六番

御遺物御道具類取調ニ付、文庫ヨリ

取出シニ付、一同本日夕参 已下御用中昼夕飯一同へ被下候

三日 土 天晴 宿董守

香川大夫殿随従稲生真履、昨日着京ニ付

出頭南面謁所ニ於テ休所役之

次台司之間ニ稻生同断

茶菓 酒肴認等被差出 庶務記ニ委シ已下略ス

本日ヨリ御遺物御品点検被致候事

祇候七番

同年一二月三日に香川敬三は、宮内八等属・稲生真履を随従としてもう

一度京都に戻っている。この一二月三日から二〇日に東京へ戻るまで「御遺物御品点検被致候事」を桂宮家の従者とともにやっている。前日二日には桂宮本邸にある文庫より御遺物が取り出され、桂宮家中において取り調べの準備が行われ、三日から毎日、香川と稲生は桂宮家へ出頭し検品作業を行う。八日には、別邸の文庫にある品々が桂宮家扶により取り寄せられ、その検品も合わせて進められた。

【史料7】<sup>38)</sup>

十三日 火

天晴 残薰守宿道義

香川殿 稲生 出頭如前

御遺物被進被下分御取調済、御残り品并雑品等昨今払下ケ入札申付ル

祇候 三番

一三日の段階で御遺物の取り調べは粗方片がつき、順次残りの品や雑品類等の払い下げが始まっており、一四日に行われた「御不用御軸物類」の払い下げの際には「人参集有之」であったとのことである。「桂宮御葬儀録」には以下の「御不用品払下ケ代価書」が収録されている。

【史料8】<sup>40)</sup>

御不用品払下ケ代金代価書

十四年十二月十三日

一、金五百七拾七円三拾四銭 御道具并書籍類拂下代百弍拾九迄ノ高

同十二月十四日

一、金御拾九円八拾四銭五毛 軸物類払下ケ代九拾弍迄ノ高

同十二月十五日

一、金三百拾四円拾三銭三厘 小道具并屏風其他雑品払下ケ代六拾五迄ノ高

合計金九百五拾壹円三拾壹銭四厘

記

一、金弍拾九円弍拾四銭五厘 本殿并墓所不用品払下ケ代価

内

金拾七円六拾壹錢貳厘

是ハ御書院縁板切落シ跡続木材并同所足場土砂取片付手間代共

引残金拾壹円六拾三錢三厘

十四年十二月

(朱書)

「現金ハ出納課請取(印)」

一三日から一五日にかけて道具、書跡類、軸物類、小道具類、屏風、雜品といった桂宮家に残っていた様々なものが払い下げにより金銭に変えられている。これらの品々は三日間で「金九百五拾壹円三拾壹錢四厘」になったのに加え、「桂別邸敷地内請地并藪竹」も調査の上、売却されて処分されている。加えて、御遺金についての調査もあり、明治一四年一二月段階での桂宮家の御蓄財の計上が進められる。

このような検品作業の最中、一二日未明に宮邸の土蔵と御殿内の奥の間等へ泥棒が入り、「泥足跡有之、就中奥ノ間ニ有之候品物之内、別紙記載之分紛失いたし候」として、宮邸内より盗まれた一七点の品について家扶より京都府へ遺失物の届出がされている。当初、香川敬三は一五日頃に始末を終えて東京へ戻る予定であったが、「御用向不片付ニ付、一周間斗り帰京延引スベシ」として宮内省に許諾を得て出張は一週間延期となった。

また、払い下げと同時に一部の御遺物・御遺金は淑子内親王の周辺の人々へ形見分けされている。一八日には、「禁中始皇族并諸官員及御内議其他共御遺物御献上被進被下等荷作り出来、東京へ廻漕ヲ以差出相成」とあり、この時点までに誰へ何が形見分けされるのかということが確定し、東京で各所へ分配されるべき品が京都にてまとめて荷造りされた。形見分けの御遺物の委細に関しては、明治一四年一二月一十九日に香川へ差出された「御遺物之留」の帳面が『桂宮日記』の中に残っている。

【史料9】

明治十四年十二月十九日香川殿へ差出之分

御遺物之留

- 一、扇面御屏風 壺双
- 一、掛物 呂紀 壺箱
- 一、銀花生 台共 壺箱
- 外ニ御釵類

右

聖上

- 一、御手箆筒 五穀蒔絵 壺箱
- 一、掛物 応挙寿老 壺箱
- 一、香箱 蒔絵 壺
- 一、南都八景画帖 壺箱
- 一、小屏風 在照 壺双
- 右皇太后宮

- 一、御手箆筒 牡丹ニ蝶蒔絵 壺箱
- 一、硯箱 桐鳳凰蒔絵 壺箱
- 一、家隆春七首掛物 壺箱
- 一、俊成古今集 壺箱
- 一、新勅撰 壺箱
- 右皇后宮

- 一、煎茶器 壺式 壺箱
- 一、白縮緬 壺疋 壺箱
- 右 山階二品宮



〈後略〉

以上のように「桂宮」の野紙に、分配される御遺物と天皇をはじめとして皇太后、皇后、宮家や華族など縁者・関係者などの分配先が順に書き上げられ、綴られている。これによると宮家に伝来した美術品類、調度品、道具類などの一部は、皇室をはじめ宮家や華族など、縁者・関係者に広く形見分けされたようである。<sup>(46)</sup> 香川敬三も分配先として列挙されており、譲り受けた品については以下の通りである。

【史料10<sup>(47)</sup>】

一、屏風	都名所	壹双	壹箱
一、脇息			壹箱
一、香篋筒			壹箱
一、青磁花生			壹箱
一、源氏画帖入			壹箱
一、銀瓶	右	香川大夫	壹箱

「御遺物之留」には五点の御遺物が並ぶが、ここに香川家史料に伝わる桂宮家伝来の書跡類はない。全体的に形見分けされた書跡類として、列記されるのは「掛物」となっているものが確認できるがほとんどは屏風や花生、硯箱といった美術品や調度品、道具類、衣裳類である。

香川家史料中にあるような軸装がされていない文書類は、形見分けとして公的に分配が行われず、この段階では未整理であり宮内省が引き取るものとして処理されていたと考えられる。または、この時点で払い下げられる雑品として扱われていたために香川が個人的に引き取った可能性も十分考えられるが、来歴については具体的なことは今後更なる検討が必要となる。

しかし、明治一四年段階で、桂宮家の「跡仕舞」として宮邸・別邸に残る御遺物の処遇を定めていった。<sup>(48)</sup> 皇室、皇族、華族など関係者に形見分

けとして分配されたもの、<sup>(2)</sup> 払い下げにより処分されたもの、<sup>(3)</sup> 宮家の所蔵から宮内省管轄となる御遺物、に分けられたことが明らかとなる。また、この期間内に外部に盗み出されてしまった品もあるようである。

処分の対象とならず、<sup>(3)</sup> 宮内省管轄となる御遺物に関しては、香川敬三が東京へ帰った後にも桂宮家で整理が継続された。

【史料11】

当宮御蔵品取調書壹冊御廻し申入候条、御落手之上可致御取計相成度  
此段申入候也

桂宮御附

十五年四月十六日 宇田淵(印)

皇后宮大夫香川敬三殿

明治一五年四月には、桂宮家伝来の品々を書き上げた「桂宮御蔵品取調書」が作成され、<sup>(48)</sup> 同月一六日に宇田淵から香川敬三へ提出される。<sup>(49)</sup>

この御蔵品の取調書の項目は「書画 御宸翰之部」・「書画 臣下之部并唐画」・「書籍之部」・「桂別邸所属書画」・「屏風之部」・「桂宮別邸所属屏風」・「御小道具之部」・「桂宮別邸所属小道具之部」・「調度之部」・「桂宮別邸所属調度之部」・「故宮御蔵品之部」となっており、宮家本邸と桂別邸という二つの所在と御蔵物の形態によって書画・書跡・屏風・小道具・調度と五つに分類され、各々まとめられている。また、淑子内親王の所持品に関しては「故宮御蔵品之部」として項目が別立てになっている。どの段階で付されたのかについては検討を要するが、取調書には付箋や「除物」等の朱書きが加えられている箇所もある。

その後明治一六年九月二二日に別邸が桂離宮と名称が改められ皇宮地に編入されたことに続き、<sup>(50)</sup> 同年一月五日には、「桂宮御蔵品取調書」をもとに桂宮御遺物である道具や書籍類が、京都御所内の御文庫に納められ宮内省京都支庁の管轄となった。<sup>(51)</sup> その後の宮内省管轄となった桂宮家伝来の品々の来歴については、前記した通りである。

明治一九年二月二日、桂宮の称号が宮内省に預けられることとなり、次いで家中において歴代の霊牌と三尊仏も菩提寺である相国寺に預託された。<sup>(52)</sup> 同月二八日には、宮内省京都支庁を廃し主殿寮京都出張所を置くこと<sup>(53)</sup>で、「其他御賄料残額金并御道具雑品等総テ帳簿記載ニ照準ニテ引渡相濟」<sup>(54)</sup>宮邸と諸道具・残金が主殿寮出張所に引き渡されることとなり、<sup>(55)</sup> ついに桂宮家の歴史に幕がおりる。

桂宮家令であった宇田淵は、明治一九年二月より主殿寮権助を兼ねており、

#### 【史料12】<sup>(56)</sup>

明治十九年二月六日

宇田主殿権助へ御内翰索

拜啓今般官制御改革、支庁被廢京都主殿寮出張所被置候ニ付テハ、桂宮邸ヲ主殿寮出張所へ引渡、同宮家扶從以下ヲ差免セラレ候様、貴官ニ於テ御処分有之度、此段申入候也、

宮内次官

宇田主殿権助

追テ桂宮御霊祠之儀ハ以来主殿寮出張官吏ニ於テ永ク奉齋可為致答ニ付、御含ヲ以テ御取斗有之度候也、

との指示を受け、内々に桂宮家中へ「近々同省へ引渡可申ニ依り、残務取調、御道具類等取片付」との内意を達するなど、<sup>(57)</sup> 桂宮家の終幕に向け宮内省側の立場として尽力した。香川敬三は、明治一九年二月五日に皇后宮大夫妻兼主殿頭・諸陵頭となっており、最後まで宇田淵と共に桂宮家の廃絶に伴う処理に尽力した。<sup>(58)</sup>

## おわりに

本稿では、香川家史料中に含まれる旧桂宮家史料について特徴と香川敬三と桂宮家の関わりを整理し、淑子内親王が薨去してから葬儀、そして桂宮の称号が宮内省に返され廃絶するまでの過程について検討してきた。

学習院大学所蔵の香川家史料に含まれるおよそ四三〇点の中近世期の史料たちは、宮内庁三の丸尚蔵館・書陵部等が所蔵して現在まで伝わっている旧桂宮家伝来の品々の分かれであることが明確化されたであろう。

また、香川敬三は桂宮家令の宇田淵と懇意であり、桂宮家とは淑子内親王が薨去する以前より関わりをもち、葬儀の際には諸事を担当し中心的な役割を果たした。明治一九年まで長期にわたり桂宮家廃絶に関与し、とりわけ明治一四年一二月三日から十九日には桂宮家の「跡仕舞」の際には二週間京都へ滞在し、実際に御遺物の検品を行った。

この段階で多くの桂宮家が所持していたものが形見分けや払い下げによって処分され、明治一五年四月に宇田淵によって作成された目録「桂宮御蔵品取調書」は、処分されたものを除き桂宮家廃絶後に、宮内省の管轄なるものに関してのみ記載しているようである。

香川家史料所収の旧桂宮家史料は、検品の際に香川敬三が引き取った可能性が高いと思われるが、直接的な記述は見つけられなかったため、来歴については引き続き検討していきたい。なお、桂宮家史料の全体像に関しては、香川家史料に多くの書跡類が残存し、井上侯爵家にいくつかの伝来品が存在していたことを鑑みるに、宮内庁に伝わる品々や現在所在が分かっているもの、そして、巷間には香川家史料以外にも桂宮家の伝来品は現存する可能性が十分にある。他所へ分かれた史料については、これまでの研究では明治一五年の「桂宮御蔵品取調書」をもとにしてきたが、今回新たに検討した「桂宮日記」に収録されている「御遺物之留」も桂宮家廃絶段階での桂宮家伝来品について、コレクションの全体像を復元するのに有効な史料となるだろう。書陵部や三の丸尚蔵館の所蔵資料などと比較検討

すること、その伝来と関係性をより鮮明にできると考えている。

今回の葬儀関係の記載について検証したところ、淑子内親王が薨去してから桂宮家の家内の処理が非常に段取りよく進められていることも明らかとなった。桂宮家の処遇については宮内省をはじめとする政府内において、淑子内親王の生前より事前に準備がなされ、薨去の後は宮家を廃絶することが決定していたのではないかと考えられる。最後に、新たな課題として、桂宮家の廃絶についての分析が必要であるということをも提示しておく。

香川家史料中の旧桂宮家史料について整理調査を進めており、『学習院大学史料館紀要』本号には「香川家史料所収旧桂宮家史料の翻刻と解説」として調査を終えた史料の翻刻と解説を掲載している。一点一点の史料に關しても今後調査の上史料を紹介していく。

香川家史料には、宇田淵と香川敬三の書簡をはじめとして淑子内親王薨去の際の周辺史料が豊富に残されている。これらを活用し、今後調査研究を続けていきたい。

謝辞

本稿を成すにあたって、多くの方々からご教示とご協力を賜りました。記して感謝申し上げます。(敬称略)

安部玄将、上野秀治、小島温子、香川擴一、香川和敬、

田中潤、手倉森結南、長佐古美奈子、藤田美季

また、本研究はJSPS科研費20K00175の助成を受けたものである。

注

(1) 香川家史料の内容については、皇學館大學史料編纂所編『香川敬

三履歴史料』(皇學館大學史料編纂所、一九九二年)、同編『図録・

香川敬三関係史料の世界』(皇學館大學出版部、二〇一四年)、上

野秀治『香川敬三関係文書の整理と紹介』(十八会実行委員会、

二〇一九年)を参照。香川家史料の近年までの整理・調査内容については、長佐古美奈子「昭憲皇太后を支えた父娘—香川敬三・志保子史料の紹介—(明治神宮国際神道文化研究所紀要『神園』第三〇号、二〇二三年)に詳しい。

(2)

上野秀治「香川敬三が見た明治宮廷の欧風化」(『皇學館大學史料編纂所報』第二一八号、二〇〇八年)、同「欧州留学中の香川志保子宛父香川敬三書簡(一)」「(四)」(『学習院大學史料館紀要』第二六〇二九号、二〇二〇(二〇二三年)のほか、皇學館大學の紀要や史料編纂所報に掲載された上野氏の多数の先行研究、坂本一登「伊藤博文と明治国家形成—「宮中」の制度化と立憲制の導入—」(吉川弘文館、一九九一年)、今泉宜子「明治日本のナイチンゲールたち」(扶桑社、二〇一四年)、栢居宏枝「昭憲皇後の大礼服発注をめぐる対独外交」(『人間文化創成科学論叢』第一八号、二〇一六年)、深井晃子「幻の大礼服 ジャン・フィリップ・ウォルトの回想」(明治神宮国際神道文化研究所紀要『神園』第二九号、二〇二二年)、長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察 その(一)—現在に続くイギリス風の導入—」(『学習院大學史料館紀要』第二六号、二〇二〇年)、「宮中晩餐会の歴史的考察 その(二)—明治二十二年大日本帝国憲法発布式の諸様相—」(『学習院大學史料館紀要』第二七号、二〇二一年)、「宮中晩餐会の歴史的考察 その(三)—大婚二五年記念祝典・皇后の活躍—」(『学習院大學史料館紀要』第二八号、二〇二二年)、「宮中晩餐会の歴史的考察 その(四)—明治三三年皇太子の結婚から見る西欧化—」(『学習院大學史料館紀要』第二九号、二〇二三年)、石井裕「宮内省時代の香川志保子—明治三三年皇太子御婚儀を中心に—」(『学習院大學史料館紀要』第二八号、二〇二二年)、「昭憲皇太后の洋装と香川志保子—「香川家史料」を中心に—」(明治神宮国際神道文化研究所紀要『神園』第三〇号、二〇二三年)、石井裕・梅田優歩「香川志保子の小松宮欧州巡行同行について」(『学習院大學史料館紀要』第二八号、二〇二二

- 年)、梅田優歩「香川志保子滞英日記」(『皇學館史学』第三六号、二〇二一年)、「香川志保子欧州巡行日記(一)〜(三)」(『皇學館史学』第三七〜三九号、二〇二二〜二〇二四年)など。
- (3) 上野秀治『香川敬三関係文書の整理と紹介』(十八会実行委員会、二〇一九年)
- (4) 「伏見天皇御集断簡」である「広沢切」(史料No.20732)、「靈元天皇御宸筆」(史料No.20642、20750)、「後水尾天皇御宸筆」(史料No.20337)が出陳され公開された。なお、学習院大学史料館令和二年(二〇二〇)秋季特別展示「筆が織りなす皇室の美」は新型コロナウイルス感染症の影響により展覧会がオンラインにて公開された。
- (5) 「刊行にあたって」『桂宮家実録 第七卷』(ゆまに書房、二〇一七年)
- (6) 「淑子内親王実録三」『桂宮実録第七卷』(株式会社ゆまに書房、二〇一七年)三二七〜三三〇頁
- (7) 「檜図屏風」「山水図屏風」「立花図屏風」「秋草白菊図屏風」
- (8) 太田彩・平林盛得「旧桂宮家伝来の美術品について」宮内庁三の丸尚蔵館展覧会図録No.13『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』(宮内庁、一九九六年)六三〜八一頁を参照した。御物と図書寮から書陵部に引き継がれた品々は、桂宮旧蔵品としてその伝来が明らかさまに整理されている。一方、主殿寮で管理されていた品々は、「桂宮家旧蔵品として一括にまとまった方法ではなく、形状や用途に従って主殿寮管理の他の品々と混在することとなり、時々御文庫整理の際に収納場所が移動され、また台帳が移し替えられていくうちに、他資料の記録や作品の箱などに判断できる記載がない限り、旧桂宮家旧蔵という伝来が消滅していったようであり、主殿寮から引き継いだ品であるというこのみがあることのみがその伝来を知ることとなる」(旧個人)重文
- (9) 前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』四頁
- (10) 東京美術倶楽部『井上侯爵家御所蔵品入札』(一九二五年)
- (11) 「桂宮御蔵品取調書 明治一五年」宮内庁書陵部蔵(史料番号70038)
- (12) 前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』八一頁。三の丸尚蔵館の調査によれば、以下の七点が『井上侯爵家御所蔵品入札』によりわかる旧桂宮家伝来品とその所蔵機関である。
- 聖武天皇宸翰(大聖武)二卷 白鶴美術館国宝(井上目録82、83)
- 後鳥羽天皇宸翰ほか有花飲色 六幅 (熊野類懐紙)(井上目録28〜33)
- 後鳥羽天皇、源家長、藤原公経(徳川黎明会、重文)、
- 藤原康季、藤原永房(個人、重文)、藤原信綱、
- 藤原定家筆熊野御幸記 建仁元年十月 三井文庫 国宝(井上目録85)
- (13) 前掲『旧桂宮家伝来の美術―雅と華麗』八一頁。三の丸尚蔵館の調査のなかに「万葉集(後西天皇宸筆目録、明暦印あり)一七冊 書陵部(旧香川家)」とあり、かつて香川家にて所蔵されていたと思われる史料が現在、宮内庁書陵部に所蔵されているようである。その他、三の丸尚蔵館の調査結果については以下の通りである。
- 藤原有家一品経懐紙 信解品・述懐(後西天皇宸筆有家略伝)(個人)重文
- 藤原範宗筆懐紙 旅宿時雨・故郷暁月(後西天皇宸筆有家略伝)北村文化財団 重文
- 藤原範光筆懐紙 初秋月(あきあさし)(『古筆大辞典』記述)
- 伝藤原俊頼筆古今集卷第九断簡(蠟箋)(甲斐国に)(個人)重文
- 慈円筆開始 法華経詠寿量品和歌(かもしらす)奈良国立博物館(旧個人)重文
- 伝藤原公任筆大色紙(さつきやみ)東京国立博物館(旧個人)重文
- 万葉集(後西天皇宸筆目録、明暦印あり)一七冊 書陵部(旧香川家)

- (14) 「学習院大学史料館ミュージアム・レターNo.43」(学習院大学史料館、二〇一〇年)
- (15) 前掲『旧桂宮家伝来の美術—雅と華麗』七九頁
- (16) 表具に仕立てられているものは現在も香川家にて所蔵されている可能性もある。
- (17) 前掲『旧桂宮家伝来の美術—雅と華麗』三八頁、四三〜四五頁
- (18) 前掲「淑子内親王実録三」、二四七頁
- (19) 前掲「淑子内親王実録三」二四八頁。この打ち合わせを経て桂宮家は明治九年五月三日に禁中御文庫御物のうちで釣鏡、花生、屏風等九点を拝領している。
- (20) 前掲「淑子内親王実録三」二五八頁
- (21) 上野秀治「香川家文書と香川敬三の履歴」(『香川敬三履歴史料』一九九二年)一四頁
- (22) 同右。
- (23) 黒田譲「宇田栗園」『名家歴訪録中編』(一九〇一年)(国立国会図書館デジタルコレクション: <https://dl.ndl.go.jp/pid/778769/1/1>)
- (24) 「桂宮御葬儀録二 明治一四年」宮内庁書陵部蔵(史料番号6042)第五〇号 桂宮薨去一件略記
- (25) 宮内省臨時帝室編修局編『明治天皇紀』(吉川弘文館、二〇〇一年)明治一四年一〇月三日条
- (26) 「淑子内親王実録三」三二二頁
- (27) 「淑子内親王実録三」三二二頁
- (28) 「桂宮日記」(国文学研究資料館 国書データベース: [https://kokusho.nijiac.jp/biblio/100328523\\_1?n=ja](https://kokusho.nijiac.jp/biblio/100328523_1?n=ja)) 明治一四年一〇月七日条
- (29) 「桂宮御葬儀録」『淑子内親王実録三』三二二頁
- (30) 「桂宮御葬儀録」『淑子内親王実録三』三二二頁
- (31) 「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四四号 京都府属官御用勤仕
- (32) 「淑子内親王実録三」三二二頁
- (33) 「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四七号 御墓所、第四九号 御墓標認方
- (34) 「桂宮日記」明治一四年一〇月二四日条
- (35) 「桂宮日記」明治一四年一月一六日条
- (36) 「桂宮御葬儀録」第四六号 御跡仕舞ノ為香川太夫出張
- (37) 「桂宮日記」明治一四年二月三日条
- (38) 「桂宮日記」明治一四年二月八日条
- (39) 「桂宮日記」明治一四年二月一三日条
- (40) 「桂宮御葬儀録」第四五号 御不用品払下ケ代価書及目録
- (41) 「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四五号 御不用品払下ケ代価書及御品物目録
- (42) 「桂宮日記」詳細は、明治一四年二月二日条の後に収録される。
- (43) 「桂宮日記」明治一四年二月一四日条
- (44) 「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四六号 御跡仕舞ノ為香川太夫出張
- (45) 「桂宮日記」詳細は、明治一四年二月二日条の後に収録されている。
- (46) このとき明治天皇へ献上された御遺物については「桂宮御葬儀録」に詳細があり、それによると、この時献上された「御釵類」は二八点ある。この目録についても「桂宮御葬儀録」に収録されている。
- (47) 「桂宮日記」御遺物之留
- (48) 「桂宮御蔵品取調書 明治一五年」宮内庁書陵部蔵(史料番号70038)。宇田淵の押印のある原本については、前掲「桂宮御葬儀録二 明治一四年」に「四八号 桂宮御蔵品調書」として収録されている。
- (49) 「桂宮御葬儀録二 明治一四年」第四八号 桂宮御蔵品調書
- (50) 「淑子内親王実録三」三二七頁
- (51) 「桂宮日記」明治一六年一月五日条
- (52) 「桂宮日記」明治一四年二月二七日条

- (53) 「桂宮日記」明治一九年二月二八日条  
(54) 「淑子内親王実録三」三三二頁  
(55) 「桂宮日記」明治一九年二月一二日条  
(56) 「淑子内親王実録三」三三二～三三三頁